

# 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所（以下「当研究所」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当研究所の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

## (当研究所の責務)

第2条 当研究所は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第3条 第9条に規定する情報公開の対象書類を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

## (情報公開を請求することができる者)

第4条 何人も、この規程の定めるところにより、第9条に規定する情報公開対象書類の公開を請求することができる。

## (情報公開の方法)

第5条 当研究所は、情報公開の対象に応じ、書類の事務所備え置き並びにインターネットの方法により行うものとする。

## (書類の事務所備え置き)

第6条 当研究所は、法令の規定に従い、書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。

## (事務所備え置きの書類)

第7条 前条の事務所備え置きの対象とする書類は別表1に掲げるものとし、次条に規定する閲覧場所に常時備え置く。

2 別表1中、「保存期間」として備え置き期間を表示しているものについては当該備え置き期間分の書類を、備え置き期間を表示していないものについては当該最新の書類を公開する。

(閲覧場所及び閲覧日時)

第8条 当研究所の事務所備え置きの対象とする書類の閲覧場所は、主たる事務所とする。

2 閲覧の日は、当研究所の休日以外の日とし、閲覧の時間は、業務時間のうち午前10時から午後5時までとする。ただし、当研究所は、正当な理由があるときは閲覧希望者に対し、閲覧日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 閲覧希望者から別表1に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧(謄写)申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧(謄写)申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、閲覧に供する。
- (3) 閲覧した者ないしは謄写を希望する者から謄写の請求があったときは、実費負担を求め、これに応じる。

2 閲覧による書類の公開にあっては、当該書類の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(インターネットによる情報公開)

第10条 当研究所は、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は経営会議が定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は経営会議の決議を経てこれを定める。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年6月21日より施行する。(2021年6月21日経営会議議決)

別表 1

対象書類等の名称	保存期間
1 組合契約書	
2 事業計画書、収支予算書	1年
3 計算書類等（各事業年度の計算書類・事業報告書・付属明細書）監査報告書	5年
4 (1) 財産目録 (2) 組合員名簿（*1） (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	5年
5 寄附等による受入れ財産・資金	
6 経営会議議事録	10年
7 会計帳簿（*2）	10年

---

様式 1

閲覧(謄写)申請書

有限責任事業組合まちとしごと総合研究所 殿

申 請 月 日 令和 年 月 日  
申 請 者 \_\_\_\_\_  
申 請 者 住 所 〒 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

私（申請者）は、下記の閲覧（謄写）目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧（謄写）の目的

閲覧対象書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 組合契約書
2. 事業計画書、収支予算書
3. 事業報告書・計算書類及び付属明細書・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
4. 財産目録
5. 組合員名簿
6. 寄附等による財産・資金で公布者の定めた使途に充てるものの明細
7. 議事録（経営会議）
8. 上記以外の書類（ ）  
(以下の書類は、債権者に限り閲覧・謄写ができます。)
9. 会計帳簿

樣式 2

閱覽受付簿